

ご利用規約

利用者登録約款

第1条 (用語の定義)

この約款に定める用語の意義は、次のとおりとします。

ア、管理者 (公財) 愛知県サッカー協会 愛知県フットボールセンター知多、愛西

イ、利用登録者 所定の利用者登録申込書において本約款を承認のうえ申し込まれた方で、管理者が認めた方(団体名登録は代表者が該当)

第2条 (利用者登録)

当施設の予約利用は、事前に利用者登録が必要となります。団体名登録の場合は、原則、代表者の現住所、連絡先、メールアドレスの登録となり、団体と代表者を関連できるもの及び個人の身分証明書の提出が必要となります。

第3条 (利用者登録の方法、制限)

- 1、登録申請は、(公財) 愛知県サッカー協会ホームページ上にあります愛知県フットボールセンター知多、愛知県フットボールセンター愛西「予約システム」での登録となります。
- 2、利用者登録は、団体と代表者を関連できるもの及び個人の身分証明書の写しを(公財) 愛知県サッカー協会へ送付ください。(メールでの受付可：aifa-fbc-chita@aifa.jp)
- 3、中学生以下は、代表者としては登録できません。
- 4、利用者には、AIFA 会員・有料会員・無料会員の登録選択があります。

- ① AIFA 会員：愛知県サッカー協会登録団体
- ② 有料会員：年間登録費用を収めた団体
- ③ 無料会員：年間登録費用を収めていない団体

◇人工芝グラウンド

AIFA 会員：平日 5,000 円/時間・土日祝 7,000 円/時間

有料会員：平日 5,000 円/時間・土日祝 7,000 円/時間

無料会員：平日 6,000 円/時間・土日祝 8,000 円/時間

◇天然芝グラウンド (天然芝の養生の関係上、土日祝のみの利用とする)

AIFA 会員：土日祝 13,000 円/時間

有料会員：土日祝 13,000 円/時間

無料会員：土日祝 15,000 円/時間

第4条 (登録日及び登録の有効期間)

- 1、利用者登録申込みがなされ、管理者が認めた日が登録日となります。
- 2、予約システムにおける抽選申込、抽選結果確認、当選区画の利用申込または空き区画の予約もしくは利用申込(以下「抽選申込等」という)のいずれも行わずに2年間経過した場合には、利用者登録の効力が失われるものとします。

第5条(登録番号)

- 1、 管理者は、利用登録者全員に異なる利用者登録番号(以下「登録番号」という)を設定し、所定の方法により登録します。
- 2、 利用登録者は、他人に登録番号を譲渡または貸与することはできません。
- 3、 利用登録者は、登録番号を他人に知られないよう管理しなければなりません。

第6条(パスワード)

- 1、 利用登録者は、予約システムで抽選申込等を行う場合には、自らインターネット端末を使って登録番号を用いてパスワードを登録しなければなりません。
- 2、 利用登録者は、前項により登録されたパスワード(以下「パスワード」という)を他人に知られないよう、管理しなければなりません。
- 3、 予約システムで抽選申込等がなされ、登録番号とパスワードの一致を確認して、その抽選申込等を管理者が受付けた場合において、パスワードの盗用その他の事故があり、当該利用登録者に不利益が生じた場合には、自らその一切の責めを負うものとします。管理者は、その責任を一切負いません。

第7条(施設利用の申込等)

- 1、 予約システムにおいて、利用登録者は、インターネット端末を使って登録番号およびパスワードを入力することにより、次に掲げる施設利用手続きのサービスを受けることができます。
 - ア、抽選申込
 - イ、抽選結果確認
 - ウ、当選区画の利用申込(予約確定)
 - エ、空き区画の予約申込
- 2、 手続は、所定の期間内に行う必要があります。
- 3、 第1項アおよびウの手続は、所定の回数制限に従うものとします。

第8条(施設管理規程等の遵守)

施設の利用にあたっては、当該施設が定める規則、その他の規程の定めに従い、定めた目的以外には使用しないものとします。

第9条(施設利用料の支払)

- 1、 利用者は、施設利用料を所定の期日までにクレジットおよびコンビニ決済することとします。
- 2、 施設利用料が所定の期日までに支払われなかった場合は、施設利用の契約は無効となります。

第10条(施設への入退場)

施設には管理者が常駐いたしませんので、以下の内容で管理いたします。

- 1、 入場は、予約時発行される認証番号を入力して開錠するリモートロックを利用する。
- 2、 退場は、退場専用の扉を利用する。
- 3、 人工芝と天然芝と扉は別管理となります。

第11条 (利用の制限)

次の項のいずれかに該当するときは、管理者は利用者に対して、利用契約は無効となること、利用中の場合は、利用の中止を命ずることができます。利用前の場合は、利用者登録メール等にて無効であることを事前に通知します。

- ① 利用者が許可を受けた利用の目的あるいは付した条件に違反したとき、又はそのおそれのあるとき
- ② 利用者が関係法令その他管理者の定める規則等や管理者の指示した事項に違反したとき、又はそのおそれのあるとき
- ③ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められたとき
- ④ 当該施設等を損傷するおそれがあると認められたとき
- ⑤ 利用者が偽りその他不正の行為によって許可を受けたとき
- ⑥ 反社会的勢力(暴力団等)の利益になると認められるとき
- ⑦ 利用の権利を第三者に譲渡あるいは転貸したとき
- ⑧ 利用の際、他の利用者に迷惑を及ぼしたとき
- ⑨ 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき
- ⑩ 公益上必要があると認められるとき
- ⑪ 前各号に掲げる場合のほか、当該施設の管理上特に必要があると認められたとき

【利用制限にかかわる付帯事項】

- (ア) 利用者は、上記の利用制限により当該施設の施設利用契約が無効となった場合、若しくは中止を命じられた時は、その利用した施設・設備・備品などを速やかに原状に回復しなければならないものとします。
- (イ) 上記のうち、①～⑧のいずれかにより利用の制限を受けた場合は、すでに納入された利用料金は返還しないものとします。
- (ウ) 利用の制限によって利用者が被る損失については、管理者はその補償の責めを負わないものとします。

第12条（利用料の還付）

- 1、前条（利用の制限）に定める①～⑧に該当する場合は、還付しません。
- 2、前条（利用の制限）に定める⑨～⑪に該当する場合は、全額を還付します。
- 3、次のいずれかの場合においては、施設の利用料金（以下「利用料金」という。）の全額を還付するものとします。

（ア）施設管理者が、次の①～③に該当し、施設の利用者（利用予定者を含む。）に対し、施設利用契約の無効、または施設利用の中止を命じたとき。

- ① 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき
- ② 公益上必要があると認められるとき
- ③ ①、②の場合のほか、当該施設の管理上特に必要があると認められるとき

（イ）台風、積雪その他スポーツを行うことが不可能または危険な天候であると施設管理者が認める場合で、利用者において施設の利用に支障があると認める場合。なお、スポーツを行うことが不可能または危険な天候とは、台風や積雪のほか、暴風、豪雨、竜巻、日中における地面の凍結、降ひょうなどをいい、一般的な雨天は含まない。

- 4、利用者による解除の申出および施設管理者がそれを承認した場合、次の表のとおり利用料の全部又は一部を還付できるものとします。

<解約申出の時期による利用料還付割合>

解約申出の時期	還付割合
利用日の2ヶ月以上前	全部
利用日の1ヶ月以上前	5割

※上記解約申出の時期に該当しない場合には、還付しません。

※4月10日利用日の2ヶ月前は2月10日とみなします。

- 5、還付請求があった場合の事務手続きは、次のとおりです。
施設管理者は、請求内容を確認のうえ、利用者が指定した口座（利用者登録の名義）へ、翌月25日（銀行が休業日の場合は翌営業日）に還付金を振り込みます。振込手数料は施設管理者が負担します。

第13条（登録番号およびパスワードの盗用など）

- 1、登録番号およびパスワードの盗用等があったときは、利用登録者は直ちにその旨を施設管理者へ届出を行うものとします。
- 2、前項の届出までに他人に登録番号を使用され、当該利用登録者に不利益が生じた場合には、自らがその一切の責めを負うものとし、管理者は、その責任を一切負いません。

第14条（利用の一時停止）

利用登録者の施設使用料の支払いが滞っている場合、利用登録者が本約款に違反した場合、その他特に必要な場合には、第7条第1項から第3項、第10条第1項並びに第12条の手続について、利用登録者に対して一時停止できるものとする。

第15条(届出事項の変更)

- 1、利用者登録申込書に記載の住所、電話番号、メールアドレスなどに変更が生じた場合は、遅延なく届出を行うものとします。
- 2、管理者は、利用登録者に対して届けられた住所へ通知を発したときに、通知は効力を生じるものとする。
- 3、第1項の届出を怠り、施設管理者からの通知又は送付書類が到着しなかった場合は、一時利用停止する場合があります。

第16条(登録資格の喪失)

利用登録者が次のいずれかに該当した場合には、利用登録者の資格を喪失するものとします。

ア、虚偽の申込をした場合

イ、本約款に違反した場合

ウ、利用登録者が所定の登録廃止を届け出て、管理者が認めたとき

エ、住所変更の届け出を怠るなどにより利用登録者の責めに帰すべき事由により登録者の住所が不明となり、管理者が登録者への通知・連絡について不能と判断したとき

オ、前各号に掲げるもののほか、管理者が利用登録者として不適格と認めたとき

第17条(登録情報の字体)

- 1、利用者登録申込書の字体が、システムにおいて処理困難である場合は、類似する標準字体で登録するものとします。
- 2、前項により標準字体で登録した場合には、システムで表示する字体および郵送物などの字体は標準字体となります。

第18条(約款の変更、承認)

本約款の変更については、管理者により適宜行うものとし、変更事項または新約款(以下「新約款等」と言います)は利用登録者に通知するものとし、それを発した後に、第7条第1項から第3項、第11条の手続のいずれかを利用登録者が行うときは、新約款等の知不知に拘らず、新約款等により手続きを行うものとします。